

議題2 庁内関係局意見について

環境局より

1. 関係条例について

- 「福岡市環境影響評価条例」または「福岡県環境保全条例」の対象事業に該当する場合は事前協議すること。

✓ 該当しない。

- 「福岡市環境配慮指針」に記載する環境配慮事項を参考にし、周辺環境に十分な配慮を実施すること。

✓ 要求水準書に追記する。

(P. 9)

II 施設の設計及び建設等に関する要求水準

6. 設計要求水準

(1) 周辺環境保全に関する基本的要件

カ 「福岡市環境配慮指針」に記載する環境配慮事項を参考にし、周辺環境に十分な配慮を施す。

- 悪臭については「悪臭防止法」「福岡市悪臭対策指導要綱」を遵守すること。

✓ 要求水準書に追記する。

(P. 4)

II 施設の設計及び建設等に関する要求水準

2. 遵守すべき法規制等

本事業の実施に当たっては、次の関係法令・条例等を遵守すること。

【法令・条例等】

チ. 悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）

II 施設の設計及び建設等に関する要求水準

3. 適用基準等

本業務を行うにあたっては、原則として下記の要綱、基準等の最新版を標準仕様として適用するものとする。

【要綱、各種基準等】

i. 福岡市悪臭対策指導要綱

2. 環境保全措置について

- 建設予定地の後背地には博多の森などのまとまった緑があり、緑地の整備にあたっては、既存樹の利用や事業予定地周辺の自然植生に配慮した樹種を選定するなど、生物多様性の保全の観点から、周辺の緑と生態系のネットワークの形成に努めることが望ましい。

✓ 要求水準書に追記する。

(P. 9)

II 施設の設計及び建設等に関する要求水準

6. 設計要求水準

(1) 周辺環境保全に関する基本的要件

- エ 「福岡市都市緑化マニュアル」に定める「福岡市公共施設緑化水準」(参考資料 17)に基づき、敷地面積の 20%以上の緑化を施す。なお、建設予定地の後背地には博多の森などのまとまった緑があり、緑地の整備にあたっては、既存樹の利用や事業予定地周辺の自然植生に配慮した樹種を選定するなど、生物多様性の保全の観点から、周辺の緑と生態系のネットワークの形成に努めることが望ましい。

- 周辺に戸建や集合住宅など存在することから、騒音発生源(荷さばき施設、廃棄物保管庫、室外機、キュービクル、給排気口等)を周辺に影響のない側に設置し、騒音が発生しにくい施設(防音シャッターの導入、駐車場出入り口の段差の平滑化、荷さばき・廃棄物車両がバックを必要としない動線の配置等)について検討すること。

また、排気口の設置位置や施設の廃棄物保管庫の適正管理等により周辺への悪臭対策を検討すること。

✓ 要求水準書に追記する。

(P. 10)

II 施設の設計及び建設等に関する要求水準

6. 設計要求水準

(6) 建築計画における基本的要件

ア ゾーニング計画

① 敷地内ゾーニング計画

- c. 周辺に戸建や集合住宅など存在することから、騒音発生源(荷さばき施設、廃棄物保管庫、室外機、キュービクル、給排気口等)を周辺に影響のない側に設置し、騒音が発生しにくい施設(防音シャッターの導入、駐車場出入り口の段差の平滑化、荷さばき・廃棄物車両がバックを必要としない動線の配置等)について検討すること。
- d. 排気口の設置位置や施設の廃棄物保管庫の適正管理等により周辺への悪臭対策を検討すること。

- 夜間の照明を設置する場合については、建設予定地外にできうる限り光がもれないように検討すること。

✓ 要求水準書に追記する。

(P. 13)

II 施設の設計及び建設等に関する要求水準

6. 設計要求水準

(6) 建築計画における基本的要件

エ 外構計画

⑦ 屋外照明

夜間の照明を設置する場合には、敷地外に可能な限り光がもれないように配置する。

■ 建設工事にあたっては、低公害型・省エネルギー型の建設作業機械の導入を検討すること。

✓ 要求水準書に追記する。

(P. 9)

II 施設の設計及び建設等に関する要求水準

6. 設計要求水準

(2) 地球環境に関する基本的要件

コ 建設工事にあたっては、低公害型・省エネルギー型の建設作業機械の導入に努める。

道路下水道局より

1. 関係指針について

■ 本市の公共施設整備（新設及び増改築、再整備）の際は雨水流出抑制を行うものとして指針を策定（平成 21 年 2 月 18 日付市長決裁）しており、本指針に基づき外構計画を行うもの。

✓ 要求水準書に追記する。

(P. 12)

II 施設の設計及び建設等に関する要求水準

6. 設計要求水準

(6) 建築計画における基本的要件

エ 外構計画

③ 構内道路・駐車場等

b. 「福岡市雨水流出抑制指針」に基づき、貯留施設や透水性の舗装、浸透側溝、浸透柵等を使用するなど雨水流出量の抑制を図る。

住宅都市局より

1. 関係条例について

■ バリアフリーにあたっては、「福岡市福祉のまちづくり条例」に定める整備基準を遵守すること。

✓ 要求水準書を修正する。

(P. 9)

II 施設の設計及び建設等に関する要求水準

6. 設計要求水準

(4) 機能性に関する基本的要件

エ バリアフリーについては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に定める~~基礎的基準~~建築物移動等円滑化基準及び「福岡市福祉のまちづくり条例」に定める整備基準を満たす計画とするとともに、施設内部全般において「ユニバーサルシティ福岡」の考え方に沿って、ユニバーサルデザインに配慮した施設とする。